

平成 28 年度 第 2 回 提案型民間活用制度事業者選定委員会のポイント

(1) 提案対象者について

現在はより本市の実情に即した提案をいただきたいということから、「茅ヶ崎市自治基本条例に位置づけのある市民」としているが、事業企画提案時（第 2 段階）に、それ以外からも募るといふことや、より幅広く提案を募るといふ視点からも、民間委託化提案の段階で制約する必要はないのではないか？

→提案者について自治基本条例上の位置づけに関わらず提案を募る方向

(2) 「安定的に実施できる団体」の定義および事業収支・事業計画等について

「事業者提案については実施が前提」という意図であることから、主観的感覚的な部分での記載となっている。また、提案するに際しては、事業者にとってみれば細かい収支や採算、事業計画等を検討した上でなければ提案できない。提案＝実施とするのであれば、提案時にある程度そういった具体のシミュレーション等を行わなければ、事業企画提案時（第 2 段階）に、精査の結果、手を挙げないということも想定される。一方で、個人については、どのように費用の算出をするかということも考えなければならない。

→事業計画書・収支計画書（概算）提出、個人提案については必須とはしない方向

(3) 提案書について

①個人提案の実施主体の想定レベル感：「実施者不在を避けたい」という意図が伝わるような記載でよいのではないか。

②事業内容事前確認について、必須であれば「事前確認担当課」のような記載でもよいのではないか。

→①提案書には実施主体の想定欄は設けず、要項に記載するとともに提案書の注意書き等で説明

②「事前確認課：〇〇課」とし、必須である旨を要項に記載するとともに提案書および要項上に記載

(4) 確認期間、提案期間について

確認書を提出する期間としては 1 か月間しかないことになり、社内で検討・意思決定の時間等を考慮すると、事業者にとってはとても短いと感じる。提案募集受付期間中はいつでも確認できてよいとすれば、2 か月間は確保できることになる。最終的には 5 月末までに提案書が出せるような工夫が必要ではないか。また、確認作業においては企画も入った中で確認する必要がある。

→確認期間を 5 月 15 日（月）まで延長する方向

(5) インセンティブについて

事業企画提案してもらうためのきっかけ作りが必要であり、要項に記載がないと相手方には伝わらない。

→具体的内容を記載しないまでも募集要項に記載の方向

(6) 広報について

①提案者の前提が変わるようであれば、市外向け広報についても配慮が必要である。

②具体的内容は別としても、制度の概要等の情報については先行して出すべきである。

→概要について3月1日号の広報紙で調整及び2月末のリリース（手法は検討）、HP公表の方向

(7) 地元企業の扱いについて

市の事業については市の事業者を優先して欲しいという議会や商工会議所からの意見（ローカルファースト）がある中ではバランスが必要となる。地域経済循環の視点からも地元企業に対して一定の評価点を与えるような方法もある。委員会で選定する際の一つの基準にもなり得る。

→地元企業のみを特出する表現ではなく、その点も含めてガイドライン記載の評価項目に沿って総合的に判断する旨を記載の方向

(8) プロポーザル時期について（(2)に関連）

事業者が提案後、精査した結果手を挙げないケースも想定される。予算等も確定している時期と思われることから、早めた方がよいのではないかと。

→事業開始を30年度当初からという点については変更できない。スケジュール的に債務負担行為を12月議会より早めることも困難。

(9) 商工会議所説明会について（(6)に関連）

制度概要については先行して役員クラスにはお話をさせていただく。会議所NEWSも月1回発行しているので、タイミングを調整したい。

→2月15日開催の政策懇談会「商工会議所との情報交換会」の場で説明の方向